

# 新出「丹後松田系図」および松田氏の検討

榎原雅治

## はじめに

松田氏といえば、鎌倉後期に六波羅奉行人を出したのを皮切りに、室町政権下では幕初より戦国最末期に至るまで多数の奉行人を輩出した一族として知られている。中世史研究者にとって、彼らの名前は六波羅探題や室町幕府の発給文書でお馴染みであろうし、また室町・戦国期の記録類を開けば、彼らの名を記さないものはないといつてもよいほど頻々と登場する。しかし、彼らの系譜関係については一部を除き不明な点が多い。

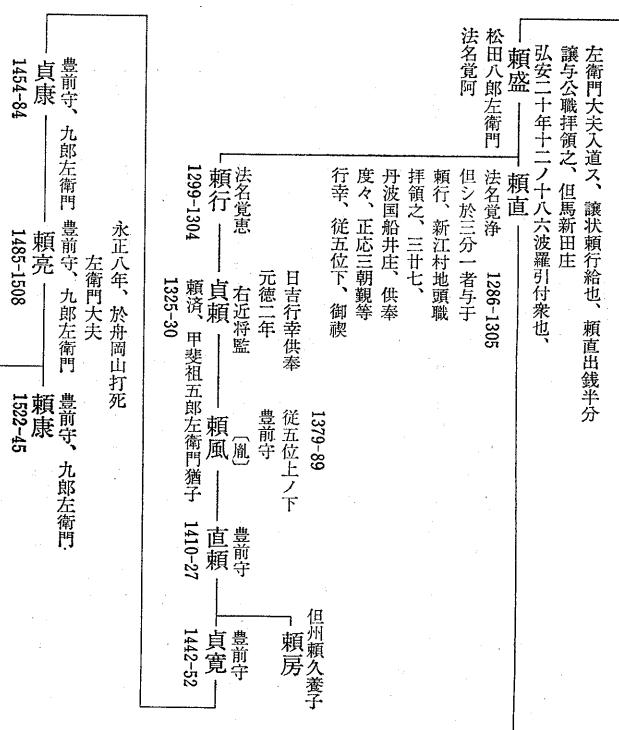
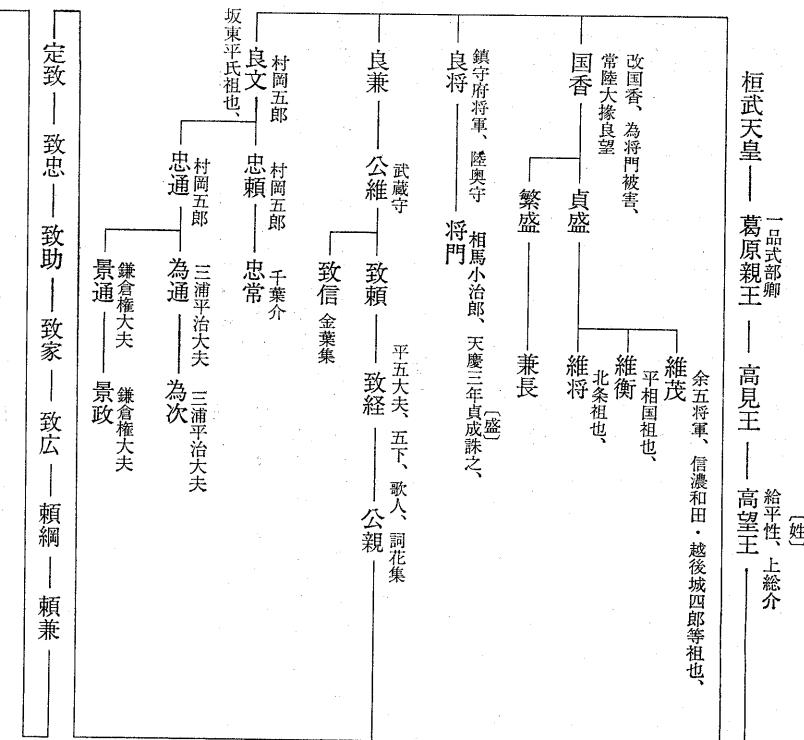
ところが一九九二年一〇月に筆者が調査した京都府宮津市日ヶ谷の松田宣明氏所蔵の系図（以下、「丹後松田系図」と呼ぶ）は、鎌倉期以来の松田氏の系譜関係を記した系図である。のみならず松田氏の出自や所領についても重要な示唆を与えてくれるものである。この系図は一九九三年夏、宮津市の京都府立丹後郷土資料館の特別陳列「古文書は語る<sup>(1)</sup>中世丹後の歴史」にも出展され、筆者はその図録に紹介文を書いたが、紙数の関係上、充分な解説ができなかつた。以下では、この系図の全文を翻刻するとともに、松田宣明氏、同族の松田嘉一氏から伺った家伝を紹介し、あわせて本系図および松田氏に関する若千の考察を加えてみたい。

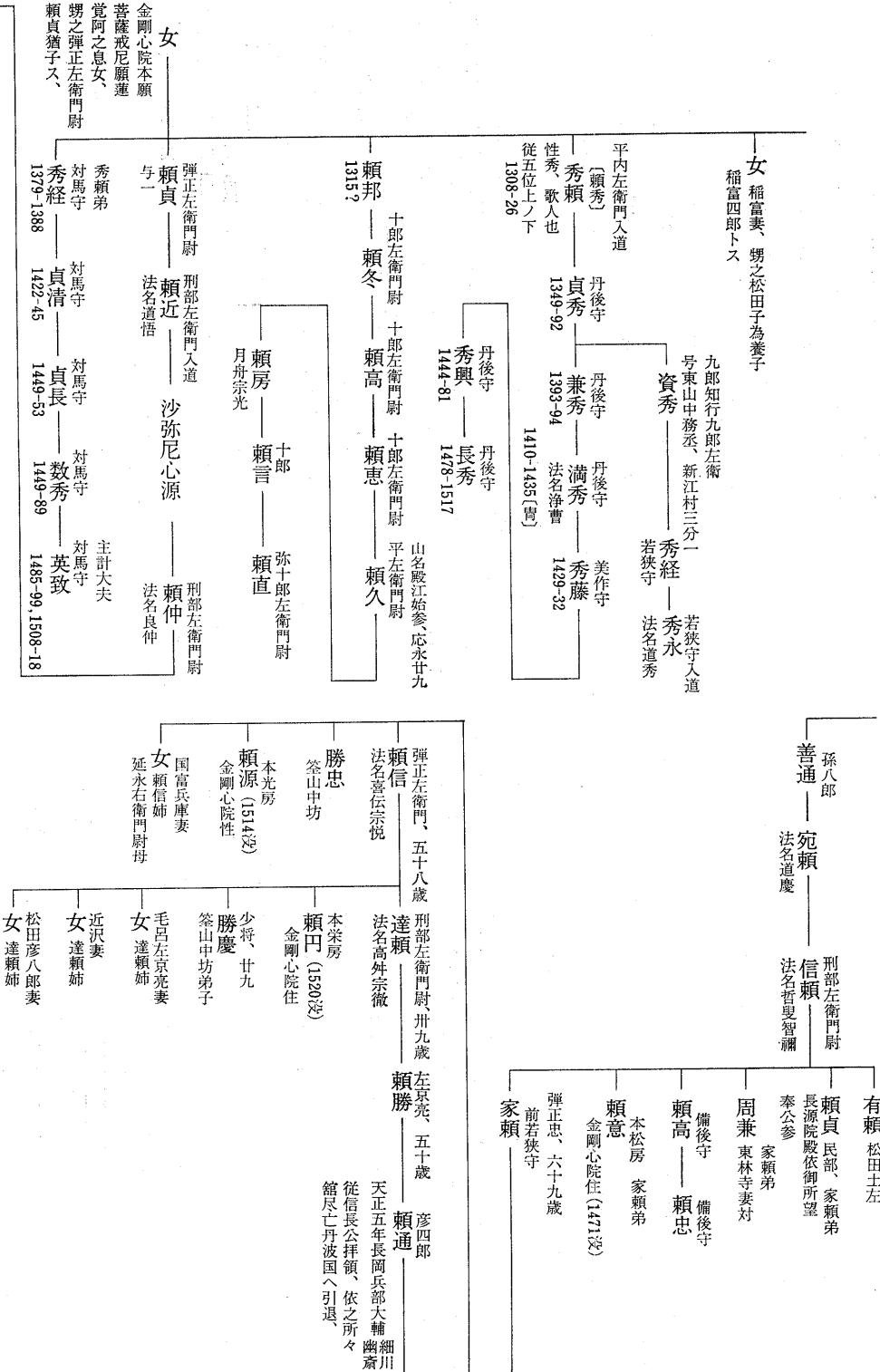
## 一 伊袴莊松田氏と「丹後松田系図」

宮津市日ヶ谷は丹後半島東部、東と北は与謝郡伊根町と接する地に位置し、中世には現在の宮津市岩ヶ鼻・外垣・大島、伊根町日出・龜島・平田・大原とともに伊袴莊に属した。その惣鎮守日吉神社（現在地は岩ヶ鼻）は、戦国期までは日ヶ谷にあったと伝えられるほか、日吉神社の別当寺だった天長寺は今なお日ヶ谷にあって、この地区がかつて伊袴莊の中心であったことが想像される。また天長寺の裏山には細川幽斎に攻められて敗死した松田山城守頼通の城があつたと伝えられ、日ヶ谷には現在も松田姓が集中する。宣明家はそのうちでも近世中期まで「七役庄屋」を勤めていた旧家である。

では「丹後松田系図」の全文を紹介しよう（次ページ以下に掲載）。この系図によれば、松田氏には鎌倉末期のころに分かれた五つの流れがあったことになる。それぞれの累代の通称や官途名をとつて九郎左衛門・豊前守流、八郎左衛門・丹後守流、十郎左衛門尉流、刑部左衛門尉流、主計允・対馬守流と呼んでおきたいが、日ヶ谷の松田氏はこのうちの刑部左衛門尉流にあたるわけである。

はじめにこの日ヶ谷の松田氏と伊袴莊の関係を説明しておこう。両者の関係は室町中期の『丹後国諸庄郷保惣田数帳』（以下、『惣田数帳』<sup>(2)</sup>





信貞

松田内記妻  
女信貞姉

福寿丸  
改幸右衛門信実  
信貞弟、三歳  
時日ヶ谷二残

業  
從此始而農為  
時日ヶ谷二残

某  
某、法名寛谷  
(異筆)

三郎兵衛

与治兵衛  
伝兵衛  
与三左衛門

三郎兵衛

六右衛門

信通  
(1711年)  
法名秋岳

信久  
(1741年)  
法名緑巻道竹

信家  
(1758年)  
法名月洞宗光

賴重  
(1813年)  
法名廓了無子

業重  
(1813年)  
法名廓了無子

六助  
(1813年)  
法名廓了無子

六助  
(1813年)  
法名廓了無子

善八  
(1813年)  
法名廓了無子

と略す)によって確認することができる。この史料は室町期の所領関係を記したものとしては唯一の大田文として知られているが、これによれば与謝郡豊富保一町四段三二四歩のうち一町八段と、伊祢荘二八町七四歩のうち二町三段三〇四歩が「松田刑部左衛門」の所領だったとされる。系図に従えば、この刑部左衛門は信頼に比定できよう。

また伊祢荘守の日吉神社にある天文一八(一五四九)年一一月一九日の棟札三枚のうちの一つに、下のような記載がある。<sup>(3)</sup>

伊祢荘は延永方、小島方、東方などに分かれていたらしいが、このう

ち延永方の代官を松田弾正左衛門尉致頼が勤めていたのである(伊祢荘

天文十八己酉歲

奉造立丹後國伊祢莊一宮山王社 延永方想庄内御代官

十一月十九日

松田彈正左衛門尉平致頼 大工次郎左衛門尉藤原真次  
奉行人松田備中守平頼忠

の本所は不明)。致頼の名前は系図には見えないが、「彈正左衛門尉」という官途名は刑部左衛門尉流の松田氏にはしばしばみられるものであるから、彼もこの流に属する者だったのであろう。また「奉行人」として現れる「松田備中守平頼忠」は系図の「備後守頼忠」のことではあるまいか。

また系図には、同氏が稻富氏、国富氏、延永氏、毛呂氏などと姻戚関係にあつたことが記されているが、延永氏は丹後守護代、毛呂氏は熊野郡木津荘の地頭として知られ、国富氏は『惣田数帳』で丹波郡三重郷の知行者として見える一族である。稻富氏も与謝郡稻富保の領主である。当時の丹後における松田氏のおよその地位が推測されよう。

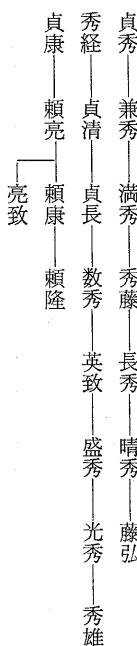
このように日ヶ谷の松田氏の先祖は、中世後期には伊祢荘に根拠をもつ国人クラスの武士であったと考えられる。そしてその後の松田氏の様子は、近世後期に成立した丹後の地誌『丹後旧事記』や『一色軍記』などから窺える。それによると、日ヶ谷城主松田山城守は丹後守護職一色氏に従っていたが、織田信長から丹後一二万石に封ぜられて宮津に入った長岡藤孝(細川幽斎)に敗れたとされ、子孫は日ヶ谷で帰農したのである。

「丹後松田系図」は以上のような日ヶ谷の松田氏に伝えられたもので

あるが、この系図で、何よりも目を惹くのは、豊前守流、丹後守流、対馬守流の三つの流の系譜が記入されていることである。この三流が幕府奉行人家であることは中世後期史の研究者ならばだれでもわかることが、この三者の系譜関係を記した系図はほかには知られていない。

では、本系図の記載同容の信憑性はどのようなものであろうか。

まず、既知の松田氏の系譜と比較してみよう。『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇<sup>(6)</sup>上』の巻末には、飯尾、斎藤、松田などの主要奉行人家の系図が収載されているが、そこで松田氏については次のようになっている。



これは内閣文庫所蔵『武家故実雑集』をもとにしたものと思われるが、「丹後松田系図」のうちの該当部分と比べると、秀藤と長秀の間に誤りである。また諸史料をもとに設楽薰氏が作成した系譜は次のようなものである。<sup>(7)</sup>



これも「丹後松田系図」の該当部分と一致する。つまりこの系図と既知

の史料から明らかにされている系譜の間には矛盾はないわけである。

次に「丹後松田系図」に記載された各人の世代関係と、既知の諸史料から明らかにされている各奉行人の活動年代の整合性はどうだろうか。とりあえず六波羅奉行人の活動年代については森幸夫氏「六波羅探題職員ノート」、室町幕府奉行人の活動年代については『国史大事典』「奉

行人」の項の一覧表（五味文彦氏作成）を利用し、それを先に翻刻した系図にアラビア数字で入れておいた。系図では実子も養子も同じく実線で表してあることを頭に入れたうえでご覧いただきたい。対馬守流の祖秀經が「秀頼（頼秀の誤り）弟」とされているのはどうみても年代的に無理があり、「秀頼子」か何かの書き誤りではないかと思うが、それを除けば、不自然な点はあるまい。

細かい点についての検討はあとにまわすが、ざっと見たところ本系図は既知の史料と整合する点が多く、きわめて魅力のある史料といえる。ただ、日ヶ谷の松田家の系図に、その直系の先祖ではない奉行人家の系譜がなぜこれほど正確に書き込まれているのか、奉行人松田氏と丹後はどういう関係にあったのか、一部に意味の難解な記載や不可解な野線もあるのはなぜか、など謎も多い。これらの点はこの系図を史料として利用するためには解決しておくべき課題であろう。そうした伝来や成立にかかる事情について以下で検討してみよう。

## 二 現存「丹後松田系図」の成立

「丹後松田系図」の全文を紹介したものは本稿が始めてであるが、この系図が存在することは、過去にも紹介されたことがあった。

小林之原が天保一二（一八四一）年に完成させた丹後の地誌『丹哥府誌』卷三与謝郡のうち、「松田山城守城址」の項には次のような記述がある。

公親朝臣九代の孫頼盛、俗名松田八郎右衛門、法名覺阿といふ、其女千手姫後宇多帝に仕へて後妃となる、今金剛心院の開基頼蓮と称す、金剛心院に於て延命地蔵を祭る、頼盛十三世の孫頼通、松田山城守と称す、一色氏に仕ふ、天正十年夏五月細川藤孝の為に亡ぶ、於是山城守の子福寿丸初て農民となる、今に其子孫残る、又家系異なるといへと

も頼盛の孫に平内左衛門秀頼といふものあり、和歌に長せり、其子貞秀、兼秀、満秀、秀藤、秀興、長秀、皆丹後守に任せしなり、

この記述が「丹後松田系図」に依拠したものであることは疑いなかろう。文中の金剛心院とは宮津市日置にある真言宗の寺院で、縁起および宇多院に仕えたのち帰郷して堂舎を整えた寺で、本尊の愛染明王像と寺号は後宇多院から賜つたものという。その後も松田氏との関係は深かつたようだが、『丹哥府誌』の「金剛心院」の項でも、「松田氏系譜云」として「松田山城守城址」の項と同内容の記述がなされている。小林之原は確かにこの系図を見ていたのである。

また一九一三（大正一二）年に刊行された『与謝郡誌』一〇八八ペー  
ジには日ヶ谷城址の説明として、『丹哥府誌』の右の文章が引用された  
うえで、次のような記述がある。

松田家の子孫と称するもの今同地に残れるが系譜も共に保存せり即ち  
左の如し、右系譜の要抄にて六郎右衛門某法名実如以下数代皆六郎右  
衛門を名とし現代安藤氏に伝わるといふ

『与謝郡誌』の編者も本系図の存在を確認していたのである。最後の  
「安藤氏」は誤植で、現当主宣明氏の祖父「安蔵氏」のことと思われ  
る<sup>(11)</sup>。また一九三六（昭和一一）年刊行の太田亮著『姓氏家系大辞典』の  
「松田」の項の二四には「藤原姓公親流 丹後の豪族（中略）この松田  
氏は、藤原公親朝臣九代の孫頼盛・俗名松田八郎左衛門の後にして、其  
の子千手姫に後宇多帝に仕ふと伝へ、山城守頼通は頼盛十三世の孫、一  
色氏の家臣にして、その子を福寿丸と云へりと。（下略）」という説明が  
掲げられている。これは『丹哥府誌』および『与謝郡誌』に基づいたも  
のである。

このように「丹後松田系図」は今までにも何度か世に出たこともあつ

たのだが、あまり注目されてこなかった。ではその成立事情はどのよう  
なものであろうか。宣明氏からうかがった話を紹介しておこう。

現在、宣明氏が所蔵している系図自体は近世後期の写本である。同家の家伝によると、同家は近世には日ヶ谷字大西に屋敷を構え、「七役庄屋」を勤めていたが、近世の中ごろ（年代不明）、火災に見舞われ屋敷、家財を失つた。伝えられていた系図（以下、「原本」という）も焼失したが、幸い天橋立の智恩寺（宮津市文殊）に写し（以下、「智恩寺本」という）があつたため、同家ではこれを再筆写した。それが今に伝えられている系図だという。そして系図の最後に書かれた業重は宣明氏の六代前の当主にあたる。つまり現在伝わる系図は「原本」の成立以後、少なくとも二度の書写を重ねたものである。紹介した全文を見ればわかるように、現在の系図には頼胤を頼風としたり、頼秀を秀頼とするような明白な誤字や、頗直にかかる文意のとりにくい註など考証を要する箇所も若干あるが、それはこうした事情によるものであろう。  
なかでも福寿丸から寒谷を経て信康に至る野線は妙であるが、これは書写的誤りといふ以外に次のようないきが近世以来の墓石も残っている。それらには「六右衛門 寒谷」以後の名前が記されている。つまりこれ以後の部分は、系図が失われても松田家で復元できる部分なのである。したがって、「智恩寺本」には「福寿丸」までしか記載されていなかつたのであるが、「智恩寺本」を書寫した際に、松田家では過去帳や墓石をたよりに、その後の代の系譜を書き加えたのではないかといふ推定も成り立つ。この箇所の野線が妙なのではそうした事情によるものではあるまいか。（「智恩寺本」が現在も智恩寺に残っているかどうかは不明。）

### 三 奉行人松田氏と丹後の関係

現在伝わる「丹後松田系図」の成立事情は叙上のごとくであるが、では奉行人松田氏に関する系譜がなぜこの系図に記入されているのだろうか。中世史研究者にとってはそれが最も興味あるところだが、そのまえに奉行人松田氏と丹後の関係について述べておくべきであろう。

さきごろ公開された国立歴史民俗博物館所蔵『六条八幡宮造営注文』のうち建治元（一二七五）年の注文は、六条八幡宮造営のために全国の御家人があげられているが、そのうちに「松田八郎左衛門入道跡 三貫」という記載が確認できる。さきほど述べたように、「建治の御家人交名」とも呼ばれる貴重な史料である。<sup>(12)</sup> これで丹後の部分を見てみよう。五名の御家人があげられているが、そのうちに「松田八郎左衛門入道跡 三貫」という記載が確認できる。さきほど述べたように、室町幕府奉行人松田氏のうちに八郎左衛門尉を代々名乗る一流がいたが、森氏の六波羅探題職員表によると、すでに弘安九（一二八六）年から嘉元三（一三〇五）年のころ、松田八郎左衛門尉頼直が六波羅奉行人として活動していることがわかる。頼直は「丹後松田系図」に見える人物であるが、系図によれば、頼直の父頼盛も八郎左衛門と呼ばれていたとされる。したがって鎌倉期からこの一族が「八郎左衛門」を累代の官途名としていたことは確かで、「建治の御家人交名」に現われる松田八郎左衛門入道が、奉行人松田氏の祖であることはまちがいなかろう。つまり鎌倉中期ごろ、松田氏は丹後の御家人とみなされていたのである。

ただし、「建治の御家人交名」に見える「松田八郎左衛門」は、建治元年の段階で「入道跡」となっているのだから、弘安九年以後に活動を確認できる頼直に比定することはできない。また頼盛も本系図の記述によれば弘安二年に六波羅引付衆になつたとされるから、これもあたらず、頼盛の父親の「八郎左衛門」を想定すべきであろう。<sup>(13)</sup> 系図に従えば

頼兼ということにならう。

ついで六波羅探題滅亡直後の元弘三（一三三三）年五月二〇日付、安

芸国御家人熊谷直經代直久の軍忠状に次のような一節がある。

（上略）右、可令退治四ヶ国凶徒之旨、被下 緯旨之間、彦三郎直清為大將、就被追罰所之 朝敵等、元弘三年五月十二日、直久相共龍向丹後国熊野郡浦家庄、（中略）同日丹波郡内松田平内左衛門入道焼城畢、同郡内善王寺松田平内左衛門入道焼城畢、（下略）<sup>(14)</sup>

この史料についてはあとでも触れるが、今は丹後国丹波郡に松田平内左衛門入道の城があつたことを確認しておきたい。平内左衛門入道とは森

別表 『丹後國諸庄郷保惣田数帳』に見える松田氏関係の所領

| 郡名          | 所領名   | 田 数       | 知 行 者       |
|-------------|-------|-----------|-------------|
| 与佐郡         | 豊富保   | 1町 8反     | 松田刑部左衛門     |
|             | 武行武光保 | 6反144歩    | 松田三郎左衛門     |
|             | 伊祢庄   | 2町 3反304歩 | 松田刑部左衛門     |
|             | 物部葛保  | 5町 4反202歩 | 松田三郎左衛門     |
| 丹波郡<br>(中郡) | 御厩保   | 1町 8反288歩 | 松田三郎左衛門     |
|             | 友光保   | 1町 1反144歩 | 金剛心寺        |
|             | 光富保   | 9町 5反351歩 | 松田丹後守       |
|             | 周枳郷   | 2町 9反211歩 | 松田九郎左衛門     |
|             |       | 1町 9反370歩 | 松田彦八郎       |
|             |       | 1町 9反308歩 | 金剛心寺        |
|             | 吉光保   | 8町 9反 2歩  | 松田三郎左衛門     |
| 竹野郡         |       | 6町 8反108歩 | 松田彦八郎       |
|             |       | 6反245歩    | 松田九郎左衛門 不知行 |
|             | 是安保   | 3町 9反329歩 | 松田九郎左衛門 不知行 |
| 吉末保         |       | 4町 1反128歩 | 松田九郎左衛門     |
|             | 松吉保   | 4町 1反166歩 | 松田九郎左衛門     |

氏作成の六波羅職員表に見える六波羅奉行人松田平内左衛門頼秀（在任確認年代 延慶元年～嘉暦元年）のことであろう。系図では「秀頼」と誤写されている人物にあたる。彼は丹波郡に少なくとも二ヶ所の城廓を構えていたわけで、これはこの地が松田氏にとって遠隔地所領の一つなどではなく、まさに本貫地であったことを示しているだろう。

次に伊袴莊松田氏に関する説明でも触れた『惣田数帳』を見よう。そこには別表のとおり、伊袴莊松田氏（刑部左衛門）だけでなく、八郎左衛門・丹後守流、九郎左衛門・豊前守流という二つの奉行人家の所領もかなり見いだすことができるるのである。なかでも丹波郡の光富保は注目すべきで、ここは保全体が、金剛心院領も含め、松田氏関係の所領だったのである（他は各荘郷保の一部のみの知行）。また『披露事記録』<sup>(15)</sup> 天文八（一五三九）年閏六月七日条にも「松田丹後守晴秀申知行分」の一帳として「丹後国光富保付久住村三重内」があげられている。この記事に見える三重・久住はいずれも現在の中郡大宮町内の地名だが、これは『惣田数帳』でやはり松田氏の所領とされている周枳郷に近いばかりか、平内左衛門・入道頼秀の城があつた善王寺にも近い。この付近に松田氏の重要な拠点があつたと推定されよう。

以上のように、丹後は奉行人松田氏とは非常に深いつながりのある地だったのである。わけても「建治の御家人注文」という、松田氏の六波羅奉行人としての活動が確認される以前の段階の史料で、松田氏が丹後の御家人として扱われていることの意味は重要である。室町期になると奉行人松田氏の所領は諸国に認める事ができるが、丹後こそは松田氏の本貫地だったと考へて、ますまちがいなからう。奉行人家の一つが「丹後守」を代々の官途としているのも丹後という地との由緒を意識したものであろう。

このような松田氏であるが、鎌倉後期以後、一族の多くが在京者とな

り、六波羅、ついで室町幕府の奉行人として登用されていく。が、そのなかで丹後に残った一族もいたと思われる。その一つが伊袴莊の松田氏だったのである。また『惣田数帳』には松田三郎左衛門、松田彦八郎の名前も見えるが、このうち彦八郎は、系図によれば頼信（伊袴莊松田氏）の娘の夫に同名の人物がいたことになっている。彦八郎を称する系統も丹後に残った一族だったのではないか。（三郎左衛門について五節で後述）

#### 四 原本「丹後松田系図」の成立事情

##### （一）いつ、だれがつくったか

前節の検討により、奉行人松田氏が伊袴莊松田氏と同じく丹後の在地領主だったことが明らかになった。しかしながら「丹後松田系図」はあくまでも後者の松田氏に伝来したものである。いくら同族とはいえ鎌倉末期に分かれたのち、一方は丹後、一方は京都に在住した家であるから、その後の両者の接点を探ることは必要であろう。その点を念頭において、本節では、一体いつ、だれが本系図に京都の奉行人家の系譜を書き込んだのか、近世中期に焼失してしまった原本「丹後松田系図」の成立事情を考えてみたい。

あらためて「丹後松田系図」を見ると、原本成立の年代や事情を推測する手がかりになりそうなことが三点ある。

第一は、刑部左衛門尉流の家頼・頼信・達頼の三代に関する記述の詳しきである。この系図は、系図としては比較的簡略な部類に属するが、この部分のみは当主の兄弟や姉妹まで書き及んでいるのである。当然のことだが、系図というのは一般に作成者の兄弟姉妹や子、あるいは親の代に關する記述は詳しくなるものである。とすれば、「原本」の成立には頼信を中心とする前後の人々が深くかかわっていたと考えるのが自然

であろう（本稿ではとりあえず頼信で代表させておく）。ではそれは年代でいえばいつごろであろうか。幸運な参考史料がある。系図には家頼の兄弟に頼意、頼信の兄弟に頼源、達頼の兄弟に頼円という三人の金剛心院の僧の名が見える。前述のように、金剛心院は松田氏とかかわりの深い寺であるが、この金剛心院の過去帳によれば、頼意は文明三（一四七二）年、頼源は永正一一（一五二四）年、頼円は同一七（一五二〇）年が、それぞれの没年とされている。これから推定するに、頼信は一五〇〇年前後を生きた人であったと考えられよう。

第二は、奉行人を輩出した各流についての記載が室町幕府の滅亡時まで到達していないという点である。『武家改実雑集』には室町中期より幕府滅亡時までの丹後守、豊前守、対馬守各流の松田氏の系譜が記されている。ところが「丹後松田系図」では丹後守流は長秀、豊前守流は頼康・亮致兄弟、対馬守流は英致で絶筆となっているのである。ではこの絶筆の年代はいつであるか。翻刻した全文に付した奉行人としての活動年代に注目していただきたい。彼らはいずれも一五〇〇年前後に活動した人物である。

第三は、豊前守流に関する記載が比較的豊富なことである。特に末尾に記された亮致に関する記述はこの系図中でも突出して詳しい内容になっている。

第一の点と第二の点を総合してみよう。「原本」の成立にかかわったと考えられる頼信の活動年代と、一族の他の流についての記載の絶筆年である奉行人家諸流の系譜に関する情報入手し、これを自家の系図に書き加えることによって、原本「丹後松田系図」を成立させたとしか考えられない。

ではその情報源とはだれかが問題だが、そこで第三の点を考慮すると、亮致ではないかと考えるのが最も自然な推定であろう。

そこで一五〇〇年ごろの亮致一家をとりまく状況をみてみよう。

一五〇七年、すなわち永正四年六月、專権をふるった細川政元は養子澄之をおしたてる細川家内衆たちによつて殺害された。ところが八月には、その澄之が別の二人の養子澄元と高国らの一派によつて殺害され、澄元が京兆家家督となる。いわゆる永正の政変であるが、今度は澄元と高国が対立、翌年四月には澄元と將軍義澄が京都から逃亡、六月に高国にかつがれた義材が入京して將軍となつた（まもなく義澄は病死）。その後も澄元派と高国派の対立は続き、永正八年八月、両者は京都船岡山で戦弋を交えた。結果は澄元派の大敗で、以後十年は高国の政権が続くこととなる。ところが、大永元（一五二一）年、將軍義植（義材）は高國の専横に怒つて出奔、旗印を失つた高国は、播磨の赤松義村のもとで養育されていた義澄の遺児を京都に迎えて將軍義晴としたのである。

こうした変転きわまりない中央政権の動きのなかで、亮致一家はどうしていたのだろうか。亮致の父頼亮は政元政権下の重要な奉行人であったが、永正五年の澄元・義澄の没落後、ほかの大半の奉行人たちと同様に罷免された。<sup>(17)</sup>そして『後法成寺尚通公記』永正八年八月廿三日条には「京勢船岡山江出陣、諸奉公衆・松田豊前守以下陣取云々」、また『実隆公記』同月廿四日条には「頼亮於戦場死亡」とあるように、頼亮は船岡山合戦で澄元派の主力として戦い、敗死したのである。<sup>(18)</sup>「丹後松田系図」の頼亮の註に「永正八年、於舟岡山打死」とあるのはこのことをしている。また亮致の註に「於江州岡山官途御免」とあるが、近江岡山城は船岡山合戦後に義澄が逼塞していったところである。合戦後も、亮致は義澄のもとに出仕していたのであろう。そして義晴が入京すると亮致は兄の頼康とともに奉行人として活動を開始することがすでに知られて

いるが、系図に「従播磨御入落、御出奉行、則侍所闇閻在之」とあるのは、この亮致一家の復権を伝える記述であろう。<sup>(19)</sup>

このように頼亮・亮致の豊前守流は、一貫して義澄・澄元派に属しており、永正五年から大永元年までの義材の将軍在任期には不遇をかこつていたのである。この十年間、父をも失った頼康・亮致兄弟はどうしていたかは明らかでないが、一族を頼つて本貫地の丹後に身を寄せていたということも考えられるのではないだろうか。そしてそのときに、日ヶ谷の松田頼信は、亮致から京都の奉行人家の系譜に関する情報を入手したのではないか。<sup>(20)</sup>「丹後松田系図」の中世部分はそうしてまとめられたのではないだろうか。

### (1) 昔語りの意図

「丹後松田系図」の作成者は以上のように考えてよいと思うが、では亮致は奉行人家の系譜について単なる昔語りとして頼信に伝えたのだろうか。そもそも系図とは、その家の由緒は正しさを宣言するところに存在意義があるのであらうから、亮致の提供した情報にも何らかの意図を見いだすことができるのではないだろうか。

やはり詳しい部分に注目してみよう。目を惹くのは頼盛と頼直の二人にかかるかなり詳しい註記である。まず頼盛の註記から検討しよう。文意は難解であるが、誤字はないとして読めば、次のようになろうか。「左衛門大夫頼盛は入道して譲状を頼行に与えた。しかし頼直も出錢したので半分を譲与した。／所職を（幕府から？）拝領した。但馬国新田莊がそれである。／弘安二十（二〇）年一二月一八日、六波羅の引付衆になつた。」

次に頼直の註記であるが、これはこのまま読んだのではとても意味は通じない。結論からいうと、この部分は三分割して、次のように読むべきであると思う。

③但シ於三分一者与于

頼行、新江村地頭職、／

→ 拝領之、三廿七、／  
②丹波船井庄、①供奉

度々、正応三朝観等

行幸、從五位下、御禊

②の部分のみは左から右へ読むわけである。系図の註は、狭いスペースに次々と書き加えていったためにこうした複雑な順で読むことも珍しくはない。現にこの系図の最初の方、国香にかかる註も明らかに左から右へ読むべきものである。原本であれば字配りや墨色の微妙な違いからもつと鮮明に、三分割できることがわかつたであろう。意味は、「行幸の

行列にたびたび供奉した。正応三（一二九〇）年の朝観行幸や御禊行幸などである。／（幕府から）丹波国船井莊を拝領した。正応三年三月廿七日のことである。／但し三分の一は頼行に与えた。新江村の地頭職がそれである。」ということになろう。『勘仲記』弘安九（一二八六）年三月二七日条によれば「松田八郎 平頼直」が右近將監として後宇多天皇の春日社行幸に供奉しており、「供奉度々」という記述の正しさが裏付けられる。また新江村は船井莊一一ヶ村の一つである。

二つの註記の意味は以上のようによく解釈できると思うが、この詳しさも、本系図のなかでは異色である。この系図を作成するための情報の提供者であった亮致は、この註記で何を訴えようとしたのだろうか。

二つの註記に共通するのは頼直と頼行の所領分割に関する説明だということである。しかも一方では二人の父頼盛が譲状を与えたのは頼行であつて頼直は金で所領を買ったのであることを主張し、もう片方では頼直が新たに拝領した船井莊も三分の一は頼行が獲得したことを主張しているのである。つまりこの註記の意図は、亮致の先祖頼行の権利の優越

性を宣言することにあると思われる。

では亮致は一体何にこだわって二百年以上も昔の話を頼信に語ったのだろうか。もう一度、船岡山合戦のころの話に戻そう。永正五年に澄元派が没落したあと、それまでの奉行人は一掃されて高国派の奉行人にかえられたのであるが、そのなかでただ一人、頼直系の丹後守長秀だけは罷免されることなく、高国政権下でも生き延びたことが今谷明氏によつて明らかにされている。<sup>(22)</sup> 設楽氏によれば、高国政権期、長秀は奉行衆の筆頭である公人奉行に就任させしていたという。また頼直の子孫であるもう一つの奉行人家対馬守流の英致に至つては、政元政権末期に出奔し、船岡山合戦のうち高国派の奉行として復活したのである。丹後守流・対馬守流と亮致の豊前守流が対立関係にあったという徴証があるわけではないが、あるいは高国政権下でおかれれた両者の境遇の落差が、二家に分かれた二百年前に遡つて、亮致に豊前守流の優越性を思い起させたのではあるまい。本当ならばこちらの方が宗家だったはずなのに、と。以上が筆者の考えた「丹後松田系図」成立の事情である。<sup>(23)</sup> 図らずも逼塞期の松田亮致の足跡をさぐるものとなつたが、こう考えればこの系図の内容はかなり信憑性の高い部分といえよう。

## 五 奉行人松田氏に関する新たな知見

### ——「丹後松田系図」の利用——

「丹後松田系図」の内容は信憑性が高いものであることがわかつた。ではこの系図を利用して、何か系譜関係以外に新たな知見を得ることができるだろうか。羅列的になるが、思いつくところを述べておこう。

#### (一) 鎌倉末・南北朝期の松田氏の動向について

この系図の出現で、從来不明であった三つの系統の室町幕府奉行人松田氏、およびそれらと六波羅奉行人たちの系譜関係が明らかになった。同時に「建治の御家人注文」や熊谷直経代直久軍忠状ほかの諸史料に見える松田氏が奉行人松田氏であることも確定することができた。これらによつて鎌倉末期から南北朝期にかけての松田氏の動向を探ることが可能になったと思うので、それについて述べてみたい。

既述のとおり、松田氏は丹後を本貫とする在地領主の出身であつたことが判明したが、鎌倉末期におけるその所領は丹後だけに限られていたわけではない。すでに松浦義則氏が明らかにされているように、文永二(一二六五)年一月の若狭國惣田数帳写に書き込まれた元亨元(一二二二)年の註記から、当時、鳥羽上保と多烏浦が松田九郎左衛門大夫(頼行)後家の所領であつたことが知られる。鳥羽上保が戦国期に至るまで九郎左衛門・豊前守流松田氏の所領であつたことも松浦氏の指摘のとおりである。また系図にあるように、鎌倉末期、丹波船井荘や但馬新田荘も松田氏に与えられていたとすれば、その所領は丹後を中心にして周辺地域にも展開していくことになる。

つづく南北朝期の松田氏には、他の奉行人諸氏と比較して特徴的な点が二点ある。第一点。飯尾氏、斎藤氏、津戸氏ら六波羅奉行人の多くが幕府崩壊後は、建武政権の雜訴決断所寄人に登用され、さらに足利幕府が成立すると、その奉行人登用されたことはよく知られているが、森茂曉氏が指摘しているように、<sup>(24)</sup> 松田氏の場合は雜訴決断所寄人の交名には全くその名を見出せず、新政権との距離を感じさせる。第二点。義満政権期に、松田満秀は義満の参内の際などに衛府侍を勤めている。衛府侍は武人である近習(奉公衆)の任務であつて、文書事務を任とし奉行人の職務とは原理的に相容れないものであるし、実例としてもきわめて稀である。以上の二点、おもに南北朝期の話だが、松田氏の性格

は他の奉行人諸氏とは若干異なるような印象を受ける。

このうち第一点については、三節で提示した熊谷直經代直久の軍忠状を想起することによって解決されよう。幕府瓦解にあたって松田頼秀は、丹後の所領の近在の武士たちとともに最後まで幕府方に従い、「朝敵」として攻撃を受けたのである。そんな彼らが建武政権の下で冷遇されたのは当然であろう。森茂暁氏は、建武二(一三三五)年七月に「豊前国高来村松田<sup>(29)</sup>左衛門入道性秀跡」が筑前住吉神社神主に安堵されていることを指摘されているが、性秀とは系図にあるとおり頼秀のことである。新政権は「朝敵」性秀から高来村を没収したのであろう。

二点めの方は松田氏の出自と関係があるのではないだろうか。彼らは丹後の一在地領主の出身だったわけだが、これは他の幕府奉行人家の多くが朝廷の法曹官人の末流であると比較して特殊な出自であるといえる。そのことが、六波羅以来の奉行人でありながら、松田氏の性格を純粹な吏僚に徹しきれないものにさせていたのではないか。そして、おそらくこれは第一の点どもかかわるものなのだろう。つまり出身階層の軍忠状によれば、元弘三年五月、丹後では頼秀のほかに、浦家荘の二階堂氏、浦富保の地頭某、木津郷の三浦氏、木津荘の毛呂氏、丹波郷の後藤氏、光安の佐々木氏らが倒幕軍の攻撃を受け、また船木荘や大石荘も攻めこまれている。西丹後の御家人のかなりの部分が鎌倉方についたものと考えられる。この時期、松田氏は奉行人たちと同一行動をとることよりも、本貫地である丹後の在地領主層と歩調を合わせることの方を優先させたように、筆者には思えるのである。

## (一) 十郎左衛門流について

——守護に仕えた松田氏——

幕府奉行人と考えられる十郎左衛門はこの三人だけだが、『親元日記』文明一五(一四八三)年三月一四日条には、室町御所を但馬守護山名政豊の年始礼の使者として「雜掌松田十郎左衛門尉頼房」が訪れたとの記事がある。頼房は、「丹後松田系図」によれば豊前守流直頼の子であつたが十郎左衛門流但馬の頼久の養子になつたとされる人物である。そし

て系図で頼邦から始まるとされる十郎左衛門流というのはあまり聞き慣れない。が、数は少ないが、松田十郎左衛門という名の奉行人も知られている。森幸夫氏の研究によれば、正和四(一三一五)年に松田十郎左衛門という六波羅奉行人が在任していた。<sup>(30)</sup>「丹後松田系図」の頼邦をこれに比定することが適當であろう。また「山内首藤家文書」の暦応四(一三四一)年一月六日高師冬<sup>(31)</sup>舉状によれば、師冬は山内首藤時通の本領安堵を「松田十郎右衛門尉入道」に申請している。この「松田十郎右衛門尉入道」はいわゆる室町幕府奉行人表には出ていないが、役割から考えて幕府奉行人と考えてよからう。系図でいえば頼邦か頼冬あたりに比定されよう。もう一人、室町幕府奉行人表によれば、応永二四(一四五七)年にも松田十郎左衛門<sup>(32)</sup>という名の奉行人がいたことになつてゐる。これは『康富記』同年九月十日条の「松田十郎左衛門尉等光臨、於門内松田對面了、當任職事可注給之、聊不審之由令中間、五人職事當職之仁注出了」とあるのを典拠にしたものと思われる。この記事だけで松田十郎左衛門尉の立場を決定するのは難しいが、職事の名前を外記である中原康富に尋ねに来たというのは、奉行人という地位を連想させる行動ではある。またこの前年二月、東寺領丹波大山荘の役夫工米の京済たるべきことを伊勢の大天使に伝えている松田十郎がいるが、これは『康富記』の十郎左衛門と同一人ではあるまいか。もしこの人物も「丹後松田系図」に現われている者だとすれば、頼房あたりを比定すべきであろう。

て養父の頼久は、応永二十九（一四二二）年より山名氏に仕え始めた、とされている。またしても本系図の正確さが裏付けられた形だが、以上のことから判断するに、十郎左衛門流は、もと幕府の奉行人であったが、応永末年ごろより山名氏のもとに奉行として出仕するようになったものと考えられる。但馬には頼直が拝領したという新田荘があるから、それがこの流と山名氏を結ぶ契機となつたのかもしれない。

もっとも『親元日記』の書きぶりからすると頬房は在京の奉行だったようである。そのことは尊経閣本『御成敗式目』の奥書に頬房の名前が見えることからもわかる（設楽氏の御教示による）。

右一冊、松田十郎左衛門尉頬房本也、清三位秘本書写之云々、今又予秀筆懇望之間、一巻写遣之者也、先以彼本写留畢、

時明応第七孟夏初七

近江守三善朝臣貞運

当時の高名な儒者清原宗賢のもつていた『御成敗式目』が松田頬房によつて書写され、それがまた飯尾貞運によつて書写されたのである。儒者や幕府奉行人といった文筆官僚たちと頬房の交流が知られよう。

このように十郎左衛門流もまた文筆官僚として京都で活動していた一族だったのであるが、守護の奉行人となつていた松田氏は十郎左衛門流だけではなかつた。『惣田数帳』に登場した松田三郎左衛門の名前を思ひ出していただきたいのだが、『親元日記』寛正六年一月一〇日条には「一色殿御使松田三郎左衛門」が「臨時御大口要脚事注文」をもつて幕府政所にやつて来たことが記されている。ここから、一色氏のもとで文書事務に携わる在京奉行として松田三郎左衛門なる者がいたことが知られる。一色氏は丹後守護であるから、この三郎左衛門もおそらく丹後の松田氏の一族で、『惣田数帳』に見える三郎左衛門の関係者（本人？）であろう。そうであるなら、松田氏は一色氏の奉行人も出していたこと

になる。

一つの一族から幕府奉行人と守護の在京奉行人の両方を輩出するといふことは、この時代しばしば見られたことで、飯尾氏や布施氏にあっても珍しくはない。松田氏もまた同様で、文筆能力でもつて幕府のほかに山名氏、一色氏などにも仕えていたと考えられる。

### (三) いわゆる「室町幕府奉行人表」の訂正

室町幕府奉行人表として流布しているものには数種類があるが、そのなかには本系図に見えない名前もかなり見える。本系図の信憑性が高いとなると、そうした人々についても処理しておかねばならない。わかるものだけが指摘しておこう。

右近入道 康永三年

掃部允 貞和五

九郎左衛門尉

明徳二～応永七

直頬か

基

応永元

奉行人ではないので削除36

詮秀

応永四～六

奉行人ではないので削除37

直胤

応永三～三四

直頬の改名38

貞親

永享三～四

貞寛の初名39

氏秀

永享三～嘉吉二

秀興の初名40

二郎左衛門尉

長禄三～文正元

奉行人ではないので削除41

頬親

文明元

削除（典拠なし）

数通

文明一六

削除（典拠なし）

頬興

大永二～三

亮致の初名（系図に明記）

次に一般的の奉行人表には見えないが、幕府の奉行人と確認しうる松田氏を掲げる。

東大文学部所蔵「長福寺文書」<sup>(42)</sup> 六 年月日欠丹後国河上本荘雜掌能有重申状案に「為松田甲斐權守入道專阿奉行、去曆応三年七月十七日預御下知訖、仍任御下知可沙汰付雜掌於庄家之旨、仰守護人被成御奉書」とある。松浦前掲論文参照。また「満願寺文書」四四号年未詳五月二十日仁木義有書状<sup>(43)</sup>で義有は松田甲斐守入道に対し、満願寺を兵糧米免除とする御教書が下されるよう取り計らつてほしい述べている。ここでの松田甲斐守入道の立場はまさに奉行人のそれであろう。ただし系譜は不明である。

十郎左衛門尉

暦応四

本節(1)で既述。

資秀

応安二~四

本節(1)で既述。

系図に見える資秀(丹後守流貞秀の子)<sup>(44)</sup>は、「小早川家文書」応安六年七月一九日室町幕府下知状に「同四年閏三月廿八日、以奉行人松田中務丞資秀・周清等使者」とある資秀であろう。また『祇園社記』<sup>(1)</sup>、応安二年の山門大訴にかかる記事の中に「三須雅樂頭・松田中務少輔等奉行」とある中務少輔は中務丞の誤りであろう。

### おわりに

以上、「丹後松田系図」の紹介と若干の検討を行つた。この系図は決して詳しい記事をもつものではないが、この系図を手がかりに史料を作するうちに、幕府奉行人松田氏の系譜関係だけでなく、その出自や歴史に関し、從来知られていなかつた事実がいくつか指摘できたかと思う。本系図の所蔵者松田宣明氏、寺藏史料の調査を許可いただいた金剛心院住職泉彰弘師、天長寺住職渡辺丈泰師、ならびに現地での調査の全般にわたつて宣明氏とともに格別のご高配をいただいた松田嘉一氏には厚く御礼申し上げたい。また、設楽薰氏には本稿作成過程で史料の所在等につき多大な御教示をいただいた。あらためて感謝したい。

さて奉行人系図の紹介者として必ずしも適任ではない筆者が、この系図の存在を知りえたのは、数年前に「備前松田氏に関する二つの考察」<sup>(45)</sup>を発表したことが発端である。そのなかで備前関係の史料に見える国人の松田氏と、奉公衆として中央の史料に見える松田氏が同じであること、そしてそれは幕府奉行人松田氏とは全く別の系統であることを指摘したのであるが、その後、拙稿を読まれた奉公衆＝備前松田氏の後裔、松田勝徳氏(当時高松市在住)より連絡があり、「丹後松田系図」の存在をお教えいただいた。勝徳氏が各地の松田姓の方に問い合わせて集められた系図のうちに「丹後松田系図」がはいつっていたのである。自家とは別系統の系図であることをご承知のうえで宮津の松田氏をご紹介くださつた勝徳氏にも感謝申し上げたい。

#### 【註】

- (1) 本系図の写真も掲載されている。
- (2) 宮津市成相寺所蔵。刊本は何種類があるが、『舞鶴市史』史料編(一九七三年)を使用。

- (3) 丹後郷土資料館特別陳列図録『古文書は語る 中世丹後の歴史』一四ページ所載。

- (4) この「奉行人」は、幕府もしくは守護家の奉行人という意味ではなく、山王社造営の担当者という意味での奉行人である。

- (5) いざれも「丹後史料叢書」一輯(一九二七年)に所収。

- (6) 思文閣出版、一九八六年。

- (7) 設楽「室町幕府奉行人松田氏の世系と家伝史料」(近日発表予定)。

- (8) 森「六波羅探題職員ノート」(『三浦古文化』四二、一九八七年)、「六波羅探題職員ノート・補遺」(『国学院雑誌』九一~八、一九九〇年)。

- (9) 本所架蔵謄写本2041.62/10、刊本は『丹後郷土史料集』一、龍燈社出版部、一九三八年、所収。

- (10) 「丹後松田系図」の冒頭部分も千手姫の願いによって後宇多が書して与

えたものだったという。

(11) 『与謝郡誌』編纂時、安藏氏が本系図を与謝郡役所に持参したことは、現在も松田家で記憶されている。

(12) 海老名尚・福田豊彦「『田中穂氏旧蔵典籍古文書』『六条八幡宮造営注文』について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二年)。

(13) 現在も松田家で続いている遺忘法要から逆算すると頼盛の没年は永仁元年となる。確たる典拠があつて行なわれているわけではないが、弘安二年に引付衆になつたという系図の記載や、子の頼直・頼行の六波羅奉行人在に引付衆になつたという系図の記載や、子の頼直・頼行の六波羅奉行人在に引付衆になつたという系図の記載や、娘の頼蓮(千手姫)は貞和二年に六六歳で没したとされる。これから計算するところ頼蓮は弘安四年の生まれとなり、やはり頼盛の永仁元年死没説との辯證はあつてある。

(14) 『大日本古文書』熊谷家文書 三六号。

(15) 桑山浩然校訂『室町幕府奉行人奉書集成』上(近藤出版社、一九八六年)所収。

(16) 『惣田数帳』では「公方御料所」とのみ記して、知行人の名前を記入していらない所領もかなりある。これらのうちには奉行人に与えられていたものもあるから、別表で出したものが松田氏の知行分の全てとは限らないが、現在丹後地方では、日ヶ谷のほか、中郡大宮町と峰山町を中心に、竹野郡網野・弥栄両町の峰山町隣接地区、および同郡丹後町中浜・久僧地区に松田姓が集中している。あくまでも参考材料ではあるが、大宮町付近に松田氏の拠点の一つがあつたという推定の傍証とはなろう。

(17) 今谷明『室町幕府崩壊過程の研究』(岩波書店、一九八五年)第一部第四章「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」。

(18) 今谷前掲書 第二部第一章「京兆專制」。設楽薰「大館尚氏(常興)略伝」(昭和六三年度科学硏究費補助金研究成果報告書『室町幕府関係引付史料の研究』所収)。

(19) 今谷前註論文。

(20) 『北野社家日記』明応二年正月八日条によれば、このころ松田頼亮は丹後へ下向している。これは丹後で伊賀次郎左衛門の反乱が起つたため、

幕府が使者として派遣したものである。このとき頼亮が丹後の松田氏と接触した可能性もあるが、本系図の成立時期としては少し早すぎると思う。

(21) 船井荘地頭職は南北朝初期に足利尊氏によって北野社に寄進されて以来同社が支配しており、松田氏が何らかの権利を有していたという徵証は見いだせない。系図の記載からは船井荘新江村へのこだわりも感じられるが、事情不明である。

(22) 今谷前掲論文。

(23) 設楽前註(7)論文。

(24) 「南北朝期若狭太良莊と松田知基」(『福井大学教育学部紀要』三一四一、一九九一年)。

(25) 「東寺百合文書」ユ一二号(『鎌倉遺文』九四二二号)。

(26) 後述する安芸志道村や豊前高来村も鎌倉末期には松田氏の所領となつたと思われる。ただし丹後以外の所領が、松田氏が六波羅奉行人となる以前からのものであるか否かは判断できない。

(27) 『南北朝期公武関係史の研究』(文献出版、一九八四年)第二章「建武政權」第一節。

(28) 『花當三代記』康暦二年九月二五日条・康暦三年正月七日条・同一三日条。『後鑑』所引「御元服記」によれば、正長二年八月一七日の足利義教石清水參詣の際にも松田秀謙が布衣侍を勤めている(設楽氏の御教示による)。

(29) 森茂曉前掲論文。ただし頼秀の所領の全てが没収されたわけではない。同論文によれば、「建武記」の末尾に所載される安芸国衙宛の建武元年四月七日雜訴決断所牒文には「松田平内左衛門入道性秀申志道村事、右、近隣悪党并土民等令押領云々、早可沙汰居性秀代官」とあって、安芸国志道村が頼秀に安堵されている。この志道村は、観応の擾乱の最中に一時、尊氏が没収して熊谷直氏に与えたことがあつたようだが(『大日本古文書』熊谷家文書 二一四号 足利尊氏下文)、戦国期には頼秀の子孫晴秀の所領として確認できる(『披露事記録』天文八年閏六月七日条)。

(30) 森幸夫前掲論文。

(31) 『大日本古文書』山内首藤家文書 四五号。

(32) 『大日本古文書』東寺文書 一二二号 松田十郎書状案。

(33) 六波羅奉行人の掃部允頼済（貞頼）が康永三年の時点で右近入道と呼ばれていたとする、この時期、掃部允の官途は頼済の子頼胤が称していたのではないか。

(34) 文和三年の足利尊氏奉納一切經奥書（『大日本史料』第六編之一九、三一五ページ）に松田八郎左衛門尉平貞秀の名が見える。一般的の奉行人表では貞秀の奉行人活動は貞治五年からとされているが、文和三年以前まで（貞和五年就任か）遡らせるべきであろう。

(35) 九郎左衛門は頼行以来、その子孫が豊前守に任命するまでの間名乗った名であるが、頼胤は康応元年の時点ですでに豊前守となっているので、九郎左衛門はその子の直頼か。

(36) 「妙興寺文書」（『一宮市史』五所収）の明徳五年二月二一日公家進以下段銭請取状の付箋が典拠となっているが、これが幕府奉行人の発給文書であると特定はできない。むしろ尾張守護斯波氏の奉行人の発給したものである可能性が高い。

(37) 「御的日記」が典拠と思われるが、いずれも奉公衆の松田氏である。拙稿「備前松田氏に関する二つの考察」（『岡山県史研究』一〇）参照。

(38) 「醍醐寺文書」一八函一三四号 応永二九年一一月二一〇日室町幕府奉行人連署六条八幡宮神宝奉納状の豊前守直頼の裏花押と、同文書一八函一八一号 応永三年一月一日室町幕府奉行人連署三条坊門八幡宮神宝奉納状の豊前守直胤の花押が一致する。

(39) 「建内記」嘉吉元年四月七日条に「松田九郎左衛門尉貞寛本名貞親也」とある。

(40) 「康富記」嘉吉二年一〇月七日条の「八郎左衛門尉氏秀」は、「基恒日記」嘉吉四年一月二六日条の「松八左秀興」と同一人物であろう。

(41) 『蔭涼軒日録』長禄三年八月二二日条、文正元年閏二月一七日条などが典拠となっているらしいが、いずれも奉公衆の松田元秀のことである。前掲拙稿参照。

(42) 石井進編『長福寺文書の研究』（山川出版社、一九九二年）。

(43) 『川西市史』四（一九七六年）所収。

(44) 『大日本古文書』小早川家文書之二 四九七号。

(45) 註 (37) 拙稿。

本稿は一九九二年度文部省科学研究費による奨励研究「日本中世における莊園市場と鎮守に関する歴史地理学的研究」の一環である。